

**女性活躍推進法に基づく  
特定事業主行動計画**

**平成28年4月**

**松塩筑木曾老人福祉施設組合**

# 松塩筑木曾老人福祉施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日  
松塩筑木曾老人福祉施設組合  
管理者 塩尻市長 小口利幸

松塩筑木曾老人福祉施設組合（以下「本組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、松塩筑木曾老人福祉施設組合 管理者 塩尻市長 小口利幸が策定する特定事業主行動計画とするものです。

## 1 計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

なお、計画期間中に、公務員の勤務条件に関する法制度の改正等も考えられることから、必要に応じて随時見直しを検討します。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、組合内の検討組織で本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行います。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

(1) 女性職員の職業生活における活躍に関する状況把握

ア 採用した職員に占める女性職員の割合

採用年度	職種	採用者 (男)	採用者 (女)	採用者 (計)	女性職員 割合
27年度	看護職員	1人	5人	6人	83.3%
	介護職員	6人	3人	9人	33.3%

イ 平均した継続勤務年数の男女の差異

退職年度	職種	男	女	男女
26年度	生活相談員		15.0年	15.0年
	介護支援専門員	6.0年		6.0年
	看護職員		16.5年	16.5年
	介護職員	21.0年	6.3年	9.8年
	栄養士		34.0年	34.0年

ウ 職員1人当たりの各月ごとの時間外勤務時間（単位：時間）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
26年度 特養	5.1	5.0	5.2	6.1	5.0	5.5	4.9	5.5	4.9	4.6	4.5	5.7
26年度 デイ	8.4	6.8	6.5	7.8	6.9	5.5	6.0	5.3	5.5	5.0	5.3	6.0

エ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	27年度
全管理職員数	21人
女性管理職員数	7人
女性の割合	33.3%

オ 各役職段階に占める女性の割合

マネジメント職のうち主査・技師長、副主幹・副技幹級

	27年度
全対象職員数	35人
女性対象職員数	29人
女性の割合	82.9%

カ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

	職種	取得率 (男)	取得率 (女)	平均期間 (男)	平均期間 (女)
26年度	事務員	0.0%	100.0%	0.0日	995.0日
	生活相談員	0.0%	100.0%	0.0日	1038.0日
	看護職員	0.0%	100.0%	0.0日	888.0日
	介護職員	0.0%	100.0%	0.0日	851.3日
	栄養士	0.0%	100.0%	0.0日	1038.0日

キ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

27年度	出産休暇 取得率	出産休暇 取得日数	育児休暇 取得率	育児休暇 取得日数
配偶者出産休暇	0.0%	0.0日	0.0%	0.0日
育児参加のための休暇	0.0%	0.0日	0.0%	0.0日

対象者 6人

(2) 目標設定

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

ア 平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員を1名以上にすることを目指します。

イ 平成32年度末までに、制度が利用可能な男性職員の全員が配偶者出産休暇を取得することを目指します。

**4. 目標を達成するための取組及び実施時期**

3. で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

(1) 男性職員の育児休業取得の促進

平成28年度から、配偶者の出産を控えている全ての男性職員に、育児休業制度の周知を徹底するとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めます。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進

平成28年度から、配偶者の出産を控えている全ての男性職員に、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の周知を徹底するとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めます。